

**令和5年度県産農林水産物の生産・流通・販売システム構築業務
企画提案コンペに係る参加仕様書**

1 業務内容

- (1) 委託業務名 令和5年度県産農林水産物の生産・流通・販売システム構築業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり

2 契約上限額

995,500円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

- (1) 質問の受付期限 令和5年6月19日（月）午後3時まで（必着）
- (2) 質問の方法

FAXまたは電子メールで受け付けます。

質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。

質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

- (3) 質問の提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課

地産地消・ブランド推進班（県庁6階）

電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521

電子メール：foods@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の回答

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

(5) 質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和5年6月21日（水）までに、原則として県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ > 県政・お知らせ情報 > お知らせ情報 > 企画提案コンペ等情報（公告・結果）

5 参加資格確認申請書の提出

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限 令和5年6月22日（木）午前10時必着

(2) 提出方法 電子メール又は郵送、持参のいずれかで提出してください。

（FAXによる提出は受け付けないこととします。）

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。

郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。

(3) 提出先 上記4（3）に同じ。

(4) 提出書類 ア 「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）

イ 上記アに記載の添付書類一式

(5) その他 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第2号様式）も提出してください。

6 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記5の確認結果を、令和5年7月3日（月）午後5時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

7 企画提案資料の提出

上記6により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

(1) 提出期間 令和5年7月7日（金）午後3時必着

(2) 提出方法 上記5（2）に同じ

郵送又は持参により提出する場合は、(4) 提出資料のア～エを1セットとして9部提出してください。

(3) 提出先 上記4（3）に同じ。

(4) 提出資料

ア 企画提案書

(ア) 様式、部数

様式自由 A4版20ページ以内

(イ) 内容

以下の内容を記載してください。

- ・ 県産農林水産物の販路拡大に関する提案内容

イ 県産農林水産物生産・流通・販売システムに関する調査票（別紙1）

ウ 見積書（任意様式）

本委託業務をすべて実施するに際しての所要額を、内容や項目に分けて、できる限り詳細に記載してください。

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

エ その他提出資料（提出は任意）

その他提案に関する有効な資料があれば、必要に応じて提出することができるものとします。

(5) 注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。

8 選定委員会でのプレゼンテーション

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和5年度県産農林水産物の生産・流通・販売システム構築業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時 令和5年7月13日（木）午後1時30分から順次

(2) 場所 三重県津市広明町13番地 三重県農林水産部（県庁6階）
ミーティングルーム

(3) 内容 プレゼンテーション15分、質疑15分（予定）

(4) 方法 提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明に限るものとします（プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可）。

(5) 備考

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施します。

提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべての者に令和5年7月11日（火）までに電子メール又は電話により通知します。

9 選定委員会にて最優秀提案を選定

三重県は、上記8の内容を含め、審査を行い、最優秀提案を選定します。

審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

(1) 業務遂行能力 (20 点)

保有している既存の流通網のネットワーク等 (次の①～④) は、仕様書に示す本事業の目的の達成に資する内容となっているか。

- ①業務の実施体制 (5 点)
- ②県産農林水産物の収集 (5 点)
- ③県産農林水産物の販売 (5 点)
- ④生産者への助言・指導の実施体制 (5 点)

(2) 企画性 (10 点)

三重県産農林水産物の販路拡大に関する提案内容について、販路拡大が期待できる内容となっているか。

(3) 専門性 (10 点)

本業務を遂行する上で必要な知識や経験、ノウハウを有しているか。

(4) 将来性 (10 点)

県からの委託業務終了後も、民間活力を生かした持続的な発展につながる事が期待できるか。

1 0 選定結果の通知

三重県は、上記 9 の選定結果を、令和 5 年 7 月 18 日 (火) 午後 5 時までに、提案したすべての者に対し電子メール又は電話により通知します。

1 1 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、選定結果の通知を受けた日の翌日までに次の書類を提出 (提示可のものにあっては、提出又は提示) してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その 3 未納税額のない証明用) (有料)」(選定結果通知日から過去 6 ヶ月以内に所管税務署が発行したもの) の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(無料) (選定結果通知日から過去 6 ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの) の写し
- (3) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者 (物件契約) 登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者 (物件契約) 登録申出書」 (第 3 号様式)

※ (1)、(2) にあつては、新型コロナウイルスの影響により、税務署等の関係期間に納税 (徴収) 猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出 (提示可) ができない場合は、申立書 (別添) を提出 (FAX 又はメール可) してください。

1 2 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てを

している者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

1 3 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1 4 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

1 5 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 7 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生

じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

(1) 企画提案に関する事項

ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

(2) 契約に関する事項

ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うことを原則とします。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格(消費税及び地方消費税を抜いた額)の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

- (4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします(三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法

規集」に掲載しています)。

19 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班

電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521

電子メール：foods@pref.mie.lg.jp

担当：奥沢